



平成 25 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社プリンシパル・コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 菊地 博紀  
( J A S D A Q ・ コード 3587 )  
問合せ先 役職・氏名 取締役 島崎 晋輔  
電話 03-5510-7841 (代)

### 第三者割当による自己新株予約権の処分に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 4 日開催の臨時株主総会において、発行致しました新株予約権につき、当社が取得条項を発動し、現在当社が保有している第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、処分を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

##### (1) 本新株予約権発行の概要

|                  |                                                                                                 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 処分期日         | 平成 25 年 10 月 29 日 (火)                                                                           |
| (2) 新株予約権の総数     | 2,750 個                                                                                         |
| (3) 処分価額         | 総額 2,406,250 円 (新株予約権 1 個当たり 875 円)                                                             |
| (4) 当該処分による潜在株式数 | 潜在株式数：7,331,500 株                                                                               |
| (5) 調達資金の額       | 332,406,250 円<br>(内訳) 新株予約権の発行による調達額：2,406,250 円<br>新株予約権の行使による調達額：330,000,000 円                |
| (6) 行使価格         | 1 株当たり 45 円 (新株予約権 1 個当たりの払込金額 120,000 円)                                                       |
| (7) 行使期間         | 自 平成 25 年 11 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 4 日<br>本新株予約権の当初の行使期間<br>(自 平成 25 年 3 月 5 日 至 平成 26 年 3 月 4 日) |
| (8) 処分方法         | 第三者割当方式                                                                                         |
| (9) 処分予定先        | 株式会社ティーティーアイ                                                                                    |
| (10) その他         | 譲渡制限<br>当社は、処分予定先との間で売買契約書を締結する予定であり、売買契約書において、本新株予約権を第三者に譲渡する際には、当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。       |

(注) 当社は処分予定先との間で、処分期日までに売買契約書を締結する予定であり、処分期日までに売買契約書を締結しない場合は、本新株予約権の処分は行われないことになります。

## 2. 処分の目的及び理由

### (1) 本新株予約権の処分の経緯及び目的

#### ①現状の経営成績について

当社グループのこれまでの経緯として、天然資源開発投資事業につき前連結会計年度にて撤退の方針を決め、平成24年11月30日に「固定資産の譲渡及びそれに伴う特別利益の発生に関するお知らせ」で開示いたしましたバルザイク鉱区の権益の売却を最後に、同事業から撤退いたしました。

一方、食品事業においては連結子会社である㈱ハミングステージにおいて、スーパーマーケット5店舗を運営しておりましたが、㈱ハミングステージの資金力不足による生鮮食品をはじめとする商品の供給能力の低下、顧客数の低迷、設備投資等が行えない等の要因による売上高の低迷及び営業損失が数年にわたり継続しており、結果として当社グループ全体の損失を拡大させる最も大きな要因となっております。

その結果、取引業者等との取引を継続させており、仕入れの確保は継続できているものの、一方で、売上に関しては、一旦顧客の信頼を失ったことによる影響は大きく、顧客数及び顧客単価について、当社の想定通りとならない状況が継続しております。

そのための打開策として、㈱ハミングステージの5店舗を売却し、当社グループが保有するスーパーマーケットの全店舗を売却することと致しました。これに伴い、当社のこれまでの売上構成が大きく変更することとなりました。

また、当連結会計年度における当社グループの状況として、当社グループが運営してまいりました、飲食店「ベジスタ」「旅籠」の2店舗について、「ベジスタ」に関しましては流行に敏感で消費意欲の高い女性向けの店舗へと業態変更を進め、また、食品事業とシナジー効果を期待すべく、株式会社テクノメディアの全発行済株式を取得し、完全子会社化いたしました。

なお、株式会社テクノメディアは、平成16年に設立されたコンテンツ運営・企画、システム開発及び販売、インターネット広告コンサルティングを行う企業であり、O20\*マーケティングの活用及びWEB戦略の立案、実行に実績を持つ企業であります。なお、現在は、美容・健康をコンセプトとして、食に関するコマースサイトを立ち上げ、美容・健康に関連した食材、メニューをインターネット上にて販売しております。

このように、スーパーマーケットの店舗を売却したものの、当社の展開する飲食事業と、株式会社テクノメディア取得によるマーケティングの有効活用により、飲食事業に対し、更なる選択肢が増えてまいりました。

また、株式会社ベジリンクとの業務提携により、当社がこれまで保有しておりました農作物の生産者とのネットワークについても、株式会社ベジリンクが大手の卸売、小売企業への販路を持つ販売網を活かし、当社が、生産者を卸売、小売企業者に対して紹介することで、これまでの当社が培ってまいりました生産者とのネットワークの有効活用につながっており、平成26年3月期下半期より売上高の計上を予定しております。

今後としましては、自社にて卸売の機能を保持し、自ら、小売企業に対して流通を行うことにより、更なる商流を見いだせることと考え、現在具体的な企業買収を進めるべく、協議を進めております。

なお、現時点においては、企業買収の候補となる卸売企業数社と、現在の事業の状況、取引先数、及び候補企業の株主の売却の意思について確認を進めつつ、選定を進めている状況です。

一方、食品事業以外につきましては、環境事業として、出商株式会社等との間における業務提携契約のほか、販路並びに取扱商品の拡大により、当社への引き合いも増加しつつある状況にあり、事業収益の確保に伴う本格的な事業化についても、目途が立ちつつある環境となっております。

今後の方針としましては、美容・健康とシナジー効果のあるフィットネス事業に進出を行うほか、美容・健康のメニューに特化したグルメ市場を創設することで、店舗商品の販売だけでなく通販限定商品を開発し、それに伴う販促キャンペーンなども随時実施し、店舗との相互作用によるブランディング構築を図り、これに基づき、集客方法につきましても、両店舗とも土地柄からO20\*マーケティングを有効活用することでこれまで以上の集客による売上高の向上を図ってまいります。

\*O20（オーツーオー）とは、オンライン（インターネット）の情報がオフライン（実世界）の購買活動に影響を与え、オンラインからオフラインへと生活者の行動を促す施策を指す、主にEコマースの分野で使われていた概念であり、Eコマースに限らず幅広い分野で、「オンラインとオフラインが融合し相互に影響を及ぼす」仕組みや状況を表す言葉として使われるようになってきているといった意味の用語であります。

#### ②事業資金の必要性について

平成25年3月4日に発行致しました第4回新株予約権については、㈱ハミングステージの事業譲渡に伴い、当初想定しておりました資金使途のうち、「当社子会社（㈱ハミングステージ）の事業増強費用」（330百万円）が不要となりましたので、当該支出に伴う分についての新株予約権について、当社は取得条項を発動し、取得することと致しました。

その後、上記のとおり、新たな事業の参入により、具体的には、コマース事業の拡大、卸売機能の拡大、及びフィットネス部門の創設を行うことで、食品事業とのシナジー効果を図り、収益の拡大を行うためには、大規模な資本投下が必要であると考えております。

### (2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

当社の損益状況及び財政状態は、現時点においても営業損失、及び当期純損失を継続して計上する状況であることから、極めて厳しい状況となっております。

このような状況の中で既存事業の拡大及び新規事業の拡充を行う必要があると考えており、当社の資金需要を満たす資金調達の方法について、検討してまいりました。

公募増資については、現時点において、当社は継続企業の前提に疑義が生じる状態であり、また継続して無配の状況であることから、公募増資を選択することは難しいと考え、また借入れについては、今般の処分予定先を含め、借入れ見込み先に打診を行ったものの、当社の想定する期間、融資条件で借入先を見つけることができませんでした。そこで、第三者割当増資を選択することと致しました。

その上で、当初株式による第三者割当を検討致しましたが、当社の現在の状況を踏まえた結果、割当予定先を見つけることができませんでした。よって、当社が現時点において保有する自己新株予約権を処分することが、スピード、コスト、並びに自己新株予約権の行使価額の総額が、現在必要な資金の額とも同等な金額であり、また今般処分を予定しております処分予定先との協議により、処分予定先の方針として、権利行使時の株価が権利行使価額を下回っている状況であっても権利行使を行う旨の方針であると伺っていることから、当社が、現時点における選択肢の中では、合理的なものであると考え、今般の自己新株予約権の処分を決定致しました。

なお、処分予定先との協議により、本新株予約権の権利行使については、鋭意権利行使を進めていく予定であり、当社が上場廃止や破産等の状態とならない限りは、権利行使を行うとの回答を得ており、また、処分予定先との間で締結する売買契約書において、新株予約権取得後、処分予定先が、できるだけ早期に全ての新株予約権を行使するよう努めるべき旨の規定が定められているほか、処分予定先から口頭により、株価が行使価額を下回っていたとしても全ての新株予約権の行使を早期に行う旨の確約を得ております。

よって、本スキームについては、権利行使ができる限り早期に進むことが想定されますが、資金調達のタイミングが処分予定先の判断次第となる点において、資金調達方法として、必ずしも確実なものではありません。

しかしながら、以上より当社は、現時点で選択し得る最良の方法として、自己新株予約権の処分による資金調達を採用することといたしました。

なお、処分予定先からは、権利行使により取得した新株式は、権利行使による株式取得より2年以上の中長期に渡り保有する方針であり、また、空売りや借株を行わない予定である旨を伺っております。

また、2年以上の中長期保有後、処分予定先が保有株式の売却を行う際には、処分先は本新株予約権の行使により付与された当社普通株式について、市場動向を勘案しながら売却する方針であり、株式市場への影響を常に留意すると伺っております。また、取得請求権が行使された場合には権利行使がなされず、デメリットがあるものの、新株予約権の権利行使がなされることで、財務基盤の安定化、及び事業資金の確保などが可能となることから、自己新株予約権の処分を決定いたしました。

### (3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

#### (i) 行使に際して出資される財産額の固定

本新株予約権は、1個当たりの払込金額は金120,000円と固定されており、行使総額330百万円は修正されません。ただし、行使期間中に全て行使が行われない場合や、取得条項により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は調達額が減少いたします。

また、当社は、本新株予約権の行使価額について、平成25年3月5日に行使価額の修正を行っており、修正開始日の6ヵ月後の最終取引日の翌日以後から、6ヵ月毎にその最終取引日（以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）のジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の単純平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）ものとされており、本条件適用の結果、行使価額の修正を行った平成25年3月5日より6ヵ月後経過した日にあたる平成25年9月5日から3連続取引日の平均値は、下限行使価額の45円を下回っていることから、修正後の1株当たりの権利行使価額は45円となります。なお、当該権利行使価額は、本新株予約権の権利行使期間の終期である平成26年3月4日まで継続されることとなります。

#### (ii) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。（当社の要請による取得）

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めるときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の1ヶ月前までに書面をもって通知を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

当社による取得条項を付した経緯といたしましては、取得条項を付すことにより、発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に

有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。取得条項は、別の資金調達が可能であることを前提として、当社の想定どおりに適宜権利行使が行われない場合（なお具体的な発動想定基準としませんが、別の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず、権利行使がなされないなどの場合には取得条項を発動する可能性がございますが、その時点における別の資金調達方法の検討及び交渉の状況にも依拠いたしますので、上記条件に合致しているからといっても、必ず取得条項を発動するというわけではありません。）に発動することを想定しております。なお、当社としては、万が一行使がされない場合には、新株予約権を買い取るにより、希薄化の抑止に効果があると考えており、その結果次の資金調達を行いやすくなると考えており、その効果は、キャッシュアウトの金額よりも高いものと考えております。

なお、今般の新株予約権の処分予定先との間で、権利行使に関し、鋭意権利行使を進めていく予定であり、当社が上場廃止や破産等の状態とならない限りは、権利行使を行うとの回答を得ており、処分予定先との間で締結する売買契約書において、新株予約権取得後、処分予定先が、できるだけ早期に全ての新株予約権を行使するよう努めるべき旨の規定が定められているほか、処分予定先から口頭により、株価が行使価額を下回っていたとしても全ての新株予約権の行使を早期に行う旨の確約を得ております。

しかしながら、当社の想定するタイミングで権利行使が行われない場合、または当社にとって別の有利な資金調達方法が取れる場合には、取得条項を発動し、本新株予約権の一部又は全部の取得を行う可能性があります。

(iii) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能で（本新株予約権者の要請による取得）。

本新株予約権者は、本新株予約権の処分期日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額の45円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができることとしており、当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個あたり875円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する旨定めております。

ただし本新株予約権者からは、当社の上場廃止や破産等、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(iv) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ・本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

|           |              |
|-----------|--------------|
| 払込金額の総額   | 332,406,250円 |
| 発行諸費用の概算額 | 2,560,000円   |
| 差引手取概算額   | 329,846,250円 |

(注1) 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額(2,406,250円)に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(330,000,000円)を合算した金額であります。

(注2) 発行諸費用の概算額には、登記費用2,310,000円、調査費用250,000円が含まれております。また、消費税等は含まれておりません。

(注3) 本新株予約権の行使期間内において全額行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を取得消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(注4) 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(注5) 反社会勢力との関連性調査費用に関する依頼先は以下のとおりであります。

反社会的勢力との関連性調査：株式会社セキュリティ&リサーチ

(東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田 寿次)

(2) 調達する資金の具体的な使途

今回の資金調達により資金の使途については、下記のとおりとなります。

|   | 具体的な使途                            | 金額        | 支出予定時期           |
|---|-----------------------------------|-----------|------------------|
| ① | 卸売部門の創設に伴う資金                      | 100,000千円 | 平成25年11月～平成26年1月 |
| ② | 卸売部門の当初運転資金                       | 50,000千円  | 平成25年11月～平成26年7月 |
| ③ | フィットネス施設「VEGE LABO～ベジラボ～」の創設に伴う資金 | 62,000千円  | 平成25年11月～平成26年1月 |

|   | 具体的な使途                           | 金額         | 支出予定時期                    |
|---|----------------------------------|------------|---------------------------|
| ④ | フィットネス施設「VEGE LABO～ベジラボ～」の当初運転資金 | 18,000 千円  | 平成 25 年 11 月～平成 26 年 4 月  |
| ⑤ | ネットスーパーの創設資金                     | 50,000 千円  | 平成 25 年 11 月～平成 26 年 1 月  |
| ⑥ | ネットスーパーの当初運転資金                   | 49,846 千円  | 平成 25 年 11 月～平成 26 年 11 月 |
|   | 合計                               | 329,846 千円 |                           |

(注1) 上記、調達資金につきましては、支出までの間、銀行預金において資金管理する予定です。

(注2) 当社の計画どおりに新株予約権の行使が進まない場合、上記金額の減少が生じることとなるため、上記金額の減少が生じた場合につきましては、調達資金の金額とタイミングにより、上記の①卸売部門の創設に伴う資金、③健康管理フィットネス部門の創設に伴う資金、⑤ネットスーパーの創設資金、の順で、優先順位を考慮しながら、資金を充当いたします。

(注3) 資金使途の具体的な内容については、以下のとおりを予定しております。なお、当社の想定通りに本新株予約権の行使がなされない場合は、支出予定時期の見直しを図ってまいります。

#### ① 卸売部門の創設に伴う資金

現在、卸売関連については、株式会社ベジリンクとの業務提携により、当社がこれまで保有しておりました農作物の生産者とのネットワークについても、大手の卸売、小売企業との口座を持つ販売網を活かし、生産者を卸売、小売企業者に対して紹介することで、生産者の新たな商流の創設につながっております。今後としましては、自社にて卸売の機能を保持し、自ら、小売企業に対して流通を行うことにより、更なる商流を見いだせることと考えております。具体的な戦略と致しまして、既存の卸売業者の買収を行うほか、当社グループがこれまで株式会社ハミングステージの運営で構築してまいりました卸売事業のネットワーク、並びに買収した卸売業者の流通ルートを活用することで、当社グループ自ら小売業への展開を行います。

なお、当該資金として、100,000 千円を支出する予定であり、その内訳として、卸売事業を行う企業の株式取得資金として 50,000 千円、仕入れ業者に対する保証金として 50,000 千円を支出する見込みです。

なお、卸売事業の株式取得資金が想定している 50,000 千円を上回った場合には、当初取引額を減少させることで保証金の額を減少させ、株式取得資金に充当することで、支出額の調整を図ってまいります。

また、株式取得資金が 50,000 千円を下回った場合には、保証金の額を増加させ、取引可能額の増加を図る予定です。なお、現時点においては、企業買収の候補となる卸売企業数社と、現在の事業の状況、取引先数、及び候補企業の株主の売却の意思について確認を進めつつ、選定を進めている状況です。

また、既存の卸売業者の買収ができなかった場合には、当社グループにて新たに卸売部門を行う新会社の設立資金に充てることと致しますが、その際には当社グループがこれまで株式会社ハミングステージの運営で培った卸売事業のネットワークにより、卸売業の責任者クラスの経験人材の採用を行うほか、株式会社ハミングステージでの運営時において取引関係を有しておりました業者との販路の再構築を行ってまいります。

#### ② 卸売部門の運転資金

上記、卸売部門の当面の運転資金として、20,000 千円、並びに売上高の取引高の増加に伴った場合、保証金の増加を行うことが必要となるため、保証金の増加見込分として 30,000 千円、合計 50,000 千円を支出する見込みです。

#### ③ フィットネス施設「VEGE LABO～ベジラボ～」の創設に伴う資金

当社グループの食品事業は、流行に敏感で消費意欲の高い女性向けをメインターゲットとして、事業を展開しておりますが、今般食品事業から派生した事業として、健康管理フィットネス部門を創設致します。

健康管理フィットネス部門の創設により、パーソナルトレーナーと栄養管理士との独自管理プログラムを構築し、顧客の健康管理と美容に対するサポートを行うことを展開してまいります。また、「ベジスタ」においては、野菜を中心とした食の提供に、生活習慣病改善食メニュー、健康維持食メニュー、デトックスメニューなどを加え、「健康管理フィットネス」プログラムとの連動で「食」と「健康」をテーマとしたフィットネス施設「VEGE LABO～ベジラボ～」を創設し、店舗展開を行います。

その資金として、62,000 千円を支出してまいります。なお、その内訳として、店舗開設費として 50,000 千円、WEB システム関連費用 12,000 千円を支出する見込みです。

#### ④ フィットネス施設「VEGE LABO～ベジラボ～」の運転資金

上記、健康管理フィットネス部門に伴う当面の運転資金として、18,000 千円を支出する見込みです。

#### ⑤ ネットスーパーの創設

当社の食品事業の拡充策として、ネットスーパーを立ち上げ、事業収益の拡大を目指してまいります。

現在当社で運営する飲食店舗 2 店舗及び今後当社が運営する予定であるフィットネス施設において提供する食材、サプリメント等のほか、野菜を中心とした個人消費者をメインターゲットとしたインターネットスーパー

「VEGE スーパー」(仮称) を展開いたします。

上記の「VEGE LABO」において取り扱う商品の販売を VEGE スーパーでも行うことにより、子会社テクノメディアとのシナジーある事業体として、現在の事業部全体のボトムアップを目指します。  
具体的には、WEB システムの構築資金として 50,000 千円を支出する見込みです。

⑥ ネットスーパーの運転資金

上記、ネットスーパーの創設に伴う当面の運転資金として、49,846 千円を支出する見込みです。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、天然資源開発投資事業から撤退し、食品事業を中心とした堅実経営を行う事業体に事業再編いたしました。しかしながら、食品事業については、スーパーハミングステージの売却により赤字幅の減少につながったものの、当社の財務基盤の確立を行い、月次ベースでの黒字化を達成するためには、収益事業の確保が必要となっております。

本新株予約権の行使により得た資金により、上記の事業投資を行うことにより、収益基盤を確立し、財務基盤の安定させることが可能となるとともに、遅延している食品事業の建て直しを行うことにより、業績を回復させることができるものと考えております。

さらに当該資金使途に基づく支出は、業績回復を通じて当社の成長基盤の確立させるものとなり、その結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を払拭することができるものと判断しております。

以上より、資金使途は合理的であると判断いたしました。

5. 処分の条件の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の処分価格の公正価値の算定については、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績を多数有する、当社と利害関係の無い独立した第三者機関(エースターコンサルティング株式会社、東京都渋谷区渋谷 代表取締役 山本剛史)に算定を依頼いたしました。算定においては、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の処分決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び処分予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮しております。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価46円(平成25年10月28日の終値)、権利行使価額45円、ボラティリティ60.70%(平成24年9月から平成25年9月の日次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間(平成25年11月1日から平成26年3月4日)、リスクフリーレート0.079%(評価基準日における1年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき871.782円との算出結果を得ております。上記、算定結果を参考に処分予定先と交渉した結果、双方の合意に基づき、算定結果が本新株予約権の公正価値を適性に評価していると判断いたしました。

第三者機関による算定の根拠として、処分先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(権利行使期間終期又は取得条項発動1か月後)に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

なお、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。

具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト3.089%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分143.72%を加えた146.809%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額45円に代替資金調達コスト分67円を加えた112円としております。

なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により1ヶ月以上前までの通知で処分価額と同額での取得が可能としております。

また、当社による取得条項があることは、処分先にとっては、株価上昇に伴い、新株予約権の価値が大きく上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合、当社からの取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が2,861円程度高く評価されております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価112円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が101円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式1営業日当たり201,232株(最近1年間の日次売買高の中央値である804,929株の25%)ずつ売却できる前提を置いております。

以上の内容に基づき、第三者機関による算定の結果として、新株予約権の処分価額は決定されており、上記の評価報告書を踏まえて、当社は、新株予約権の有利発行該当性の基準について、新株予約権の処分において有利発行が問題となった裁判例に照らし検討を行なっております。

処分時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回る場合は、原則として、有利発行に該当すると解されること、この場合における「新株予約権の公正な価値」は、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の処分時点における価額（オプション価額）をいうと解されるといふ算定機関からの助言を得ております。

このような判断の過程を経て、平成25年10月29日開催の取締役会において、本新株予約権の処分条件について十分に討議、検討を行い、有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、行使価額45円は本新株予約権の処分に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1ヶ月平均36.85円に対しては22.12%のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均32.10円に対しては40.21%のプレミアム、前日までの最近6か月平均37.11円に対しては21.25%のプレミアムであります。

本新株予約権の算定方法について、取締役会決議日の直前営業日の終値を基準に算定を行った理由としては、当社の現状による株価への影響を織り込んだ直前日の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断したためであり、また、本新株予約権の払込価額は処分予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、本件第三者割当による新株予約権の処分価額につきましては、当社監査役3名全員から、それ自体特に処分予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の処分は有利発行には該当せず法令に反していない旨の意見をいただいております。

当社監査役が法令に反していないという判断にいたった理由として、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、処分時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回る場合は、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価（46円）、権利行使価額（45円）、ボラティリティ（60.70%）、行使期間（平成25年11月1日～平成26年3月4日）、リスクフリーレート（0.079%）、配当率（0.00%）等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の処分時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティングを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の処分価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の処分は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合、7,331,500株（議決権の個数73,315個）となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は19.35%となります。なお、平成25年10月29日現在における発行済株式総数37,886,902株に基づく議決権の数378,859個を分母として希薄化率を算出しております。

今回のファイナンスは、新規事業及び既存事業の強化に資する資金に充てるため、現状の事業環境の継続維持、及び将来的に事業ならびに収益の基盤の改善に寄与し、株主資本の増強をすることができます。当社の財政面での安定性を確保する観点から、本件資金調達における資金調達額は、今回のファイナンスによる資金使途も踏まえ、望ましいものと考えております。また、今回のファイナンスにより、19.35%の希薄化が生じることとなりますが、その資金使途は、当社の事業基盤の確立を目的とし、収益基盤の確保を行うことができることから、中長期的には、既存株主の皆様が保有している株式の経済的価値を向上させるものであることと判断しております。

以上により、平成25年10月29日開催の当社取締役会において、本新株予約権の処分を決議いたしました。

## 6. 処分予定先の選定理由等

### (1) 処分予定先の概要

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 名称        | 株式会社ティーティーアイ          |
| (2) 所在地       | 東京都中央区日本橋室町一丁目12番15号  |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 山本 斉重           |
| (4) 事業内容      | 有価証券の保有・売買並びにその他の投資事業 |
| (5) 資本金       | 100万円                 |
| (6) 設立年月日     | 平成23年10月7日            |
| (7) 発行済株式数    | 20株                   |
| (8) 決算期       | 8月31日                 |
| (9) 従業員数      | 20名                   |

|                       |                                                                                  |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| (10) 主要取引先            | 無                                                                                |
| (11) 主要取引銀行           | 三菱東京UFJ銀行、りそな銀行                                                                  |
| (12) 大株主及び持株比率        | 瀧澤泰三氏 100%                                                                       |
| (13) 当事会社間の関係         |                                                                                  |
| 資本関係                  | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。 |
| 人的関係                  | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係                  | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。 |
| 関連当事者への該当状況           | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。                      |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 |                                                                                  |
| 決算期                   | 平成25年8月期                                                                         |
| 純資産                   | 894千円                                                                            |
| 総資産                   | 162,837千円                                                                        |
| 1株当たり純資産(円)           | 44749.70円                                                                        |
| 売上高                   | —                                                                                |
| 営業利益                  | △2千円                                                                             |
| 経常利益                  | △105千円                                                                           |
| 当期純利益                 | △105千円                                                                           |
| 1株当たり当期純利益(円)         | △5,250.60円                                                                       |
| 1株当たり配当金(円)           | —                                                                                |

(注1) 株式会社ティーティーアイの設立日は、平成23年10月7日であるため、最近3年間の経営成績及び財政状態は、平成25年8月期のみの数値となります。

(注2) 当社は、本新株予約権の処分予定先、処分予定先の役員、主要株主等の関係者、及び関係会社（以下「処分予定先等」）が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該処分予定先の役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に暴力団等がいるという事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、処分予定先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに処分予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。その結果、処分予定先について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことへの回答を得られました。また、処分予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったことへの回答を得たことから、当社としては、問題がない人物であると考えております。

上記のとおり、処分予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その結果、当社として、処分予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を東証に提出しています。

## (2) 処分予定先を選定した理由

処分予定先である株式会社ティーティーアイは、当社代表取締役菊地博紀のクレディ・リヨネ証券会社在籍時の営業先である株式会社トーヨーコーポレーションの代表取締役である瀧澤泰三氏が100%を保有する株式会社であります。

当社は、株式会社トーヨーコーポレーションの子会社である有限会社トーヨーコーポレーションに対し、平成24年6月に、新株予約権の割当を行っており、当時の権利行使の状況として、平成24年9月11日に全て権利行使を完了し、当初の想定よりも早期に権利行使の完了を行って頂いた経緯がございます。なお、当時権利行使により取得した株式については、全て売却を行っており、現時点における保有株式はありません。上記の実績があることから、当社として今般改めて新株予約権の処分予定先に関する相談を開始いたしました。その結果、当社の今後の事業計画についてご理解を頂き、同社の投資を主に行う子会社である株式会社ティーティーアイにて引き受ける旨了承頂きました。

処分予定先の株主である瀧澤泰三氏が代表取締役を務める株式会社トーヨーコーポレーションは、昭和27



年創業のシルクスクリーンの売買及び輸出入を営む事業会社であり、経営成績も安定しております。株式会社ティーティーアイは、同じく滝澤氏が株式を保有する会社であり、資金的裏づけも十分であると考えられることから、処分予定先として適切であると判断し、本新株予約権の処分予定先として同社を選定いたしました。

なお、株式会社ティーティーアイは、滝澤氏が株式を保有する企業集団のうち、主に投資を行う企業と位置づけられ、上場企業株式の投資を行っており、またそのことを他社の開示事例から確認を行っております。当社と致しましては、滝澤氏に引受けを依頼いたしました。滝澤氏が株式を保有する各企業の目的と位置づけから、株式会社ティーティーアイにて引受けるとして引受けたい旨の説明を受け、当社と致しましては、これを承知いたしました。

(3) 処分予定先の保有方針

処分予定先である株式会社ティーティーアイは、本新株予約権の権利行使により取得した株式は、中長期的に保有する方針であり、当該株式を少なくとも権利行使による株式取得から2年以上に亘り保有する方針であると説明を受けております。なお、本処分予定先は第3回新株予約権の割当先である有限会社トーヨーコーポレーションの関係会社であります。当時は純投資による保有方針でありました。今般当社が、今後の当社事業の経営方針について説明を行った上で、安定株主確保の観点から、中長期保有をお願いした結果、これに応じて頂いたものとなります。今般有限会社トーヨーコーポレーションの関係会社である株式会社ティーティーアイの保有方針が、中長期保有であることにつきましては、当社の事業プランを評価し、短期的な株価の上昇のみならず、当社グループの事業基盤の確立により企業価値が増大した際に売却することを予定しており、具体的な期間としながらも2年以上の中長期的に渡り保有を行う旨の説明を受けております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の発行における処分予定先である株式会社ティーティーアイからの払込みに要する財産の存在については、株式会社トーヨーホールディングスが発行済株式数の97%を保有する株式会社トーヨーコーポレーションから払込み資金の借入れを権利行使時に行い、当該借り入れた資金をもって、権利行使を行う旨の説明を受けております。

また、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、株式会社トーヨーコーポレーションの預金通帳のコピーをもって、株式会社ティーティーアイに貸し付ける十分な預金を保有していることを確認しております。よって、株式会社ティーティーアイが株式会社トーヨーコーポレーションより払込み資金を権利行使の際に借り入れるにあたり、本新株予約権の行使に要する財産を保有しているものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と処分予定先等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

| 募集前（平成25年9月30日現在） |       | 募集後          |        |
|-------------------|-------|--------------|--------|
| 片居 正守             | 4.11% | 株式会社ティーティーアイ | 17.05% |
| 松田 泰至             | 3.76% | 片居 正守        | 3.41%  |
| 佐々木 日記            | 3.36% | 松田 泰至        | 3.12%  |
| ベンチマーク投資事業組合      | 1.49% | 佐々木 日記       | 2.79%  |
| 天野 裕之             | 1.40% | ベンチマーク投資事業組合 | 1.24%  |
| 阿井 浩文             | 1.30% | 天野 裕之        | 1.16%  |
| 田中 佐和             | 1.24% | 阿井 浩文        | 1.08%  |
| 宝天 大同             | 1.19% | 田中 佐和        | 1.03%  |
| 高山 聡志             | 1.12% | 宝天 大同        | 0.99%  |
| 下岡 広武             | 0.95% | 高山 聡志        | 0.93%  |

(注1) 上記表、「募集前」については、平成25年9月30日現在の発行済株式総数35,666,124株(議決権の数356,661個)に基づく持分の変動を追記したものであります。

(注2) 当該新株予約権は、行使までは潜在株式として処分予定先に保有されます。その後、処分予定先による新株予約権の行使状況、及び権利行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。なお、上記処分後の所有株式数並びに割合につきましては、権利行使価額で処分予定先に対し付与する新株予約権が全て権利行使され、保有された場合に、上記のとおりとなります。

8. 今後の見通し

当社は、本件エクイティ・ファイナンスの実行で、当社の今後の経常的なキャッシュ・フローおよび業績に好

影響を与える事業を行うため、中長期的に、当社のキャッシュ・フロー及び業績に貢献するものと判断しております。しかしながら、具体的な影響につきましては、具体的な事業の開始決定後、改めて算定し、適時お知らせいたします。

【企業行動規範上の手続き】

本新株予約権が全て行使された場合、7,331,500株となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は19.35%となります。その希薄化率は25%未満であることから、経営者から一定程度独立した者からの意見の入手等の手続きは行っておりません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

|              | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 連結売上高        | 1,510百万円 | 1,908百万円 | 1,743百万円 |
| 連結営業利益       | △178百万円  | △496百万円  | △645百万円  |
| 連結経常利益       | △246百万円  | △618百万円  | △530百万円  |
| 連結当期純利益      | 294百万円   | △813百万円  | △436百万円  |
| 1株当たり連結当期純利益 | 4.23円    | △10.97円  | △21.59円  |
| 1株当たり配当金     | —        | —        | —        |
| 1株当たり連結純資産   | 4.55円    | △6.42円   | 0.77円    |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年9月30日現在）

|          | 株式数          | 発行済株式数に対する比率 |
|----------|--------------|--------------|
| 発行済株式数   | 114,159,300株 | 100%         |
| 潜在株式数の総数 | 305,000株     | 0.2%         |

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

|    | 平成23年3月期   | 平成24年3月期 | 平成25年3月期     |
|----|------------|----------|--------------|
| 始値 | 4円         | ※15円     | ※18円         |
| 高値 | 5円<br>※19円 | ※55円     | ※32円<br>□71円 |
| 安値 | 1円<br>※9円  | ※12円     | ※8円<br>□41円  |
| 終値 | ※13円       | ※18円     | □46円         |

(注) 1※印は、平成23年3月1日付で、株式10株を1株とする株式併合後の株価であります。

2□印は、平成25年3月19日付で、株式5株を1株とする株式併合後の株価であります。

② 最近6か月間の状況

|    | 平成25年<br>4月 | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  |
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 始値 | 47円         | 46円 | 47円 | 43円 | 26円 | 29円 |
| 高値 | 56円         | 51円 | 51円 | 43円 | 37円 | 33円 |
| 安値 | 43円         | 40円 | 36円 | 26円 | 24円 | 26円 |
| 終値 | 45円         | 46円 | 43円 | 27円 | 28円 | 28円 |

③ 発行決議日の直前営業日における株価

|    | 平成25年10月28日 |
|----|-------------|
| 始値 | 45円         |
| 高値 | 47円         |
| 安値 | 44円         |
| 終値 | 46円         |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第3回新株予約権（株式会社プリンシパル・コーポレーション）

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 発行期日   | 平成24年6月27日            |
| 調達資金の額 | 720,100,000円（差引手取概算額） |

|                   |                                                                                                                                                              |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行使価額              | 1株あたり18円                                                                                                                                                     |
| 募集時における発行済株式数     | 74,159,300株                                                                                                                                                  |
| 当該募集による発行株式数      | 40,000,000株                                                                                                                                                  |
| 募集後における発行済株式総数    | 潜在株式数 114,159,300株                                                                                                                                           |
| 割当先               | 有限会社トーヨーコーポレーション 25,000,000株<br>N. D. C INVESTMENT PTE. LTD 15,000,000株                                                                                      |
| 当該募集による潜在株式数      | 40,000,000株                                                                                                                                                  |
| 現時点における転換状況（行使状況） | 有限会社トーヨーコーポレーション 450,000,000円（25,000,000株）<br>N. D. C INVESTMENT PTE. LTD 270,000,000円（15,000,000株）                                                          |
| 現時点における潜在株式数      | 本新株予約権は、全て権利行使を行っています。                                                                                                                                       |
| 発行時における当初の資金使途    | 平成24年3月期株主総会開催等費用 13,600千円<br>当社未払債務の支払 58,440千円<br>当社子会社（㈱ハミングステージ）の未払債務の支払 98,837千円<br>運転資金 121,205千円<br>借入金の返済 368,186千円<br>当社既存事業増強費用 60,000千円           |
| 発行時における支出予定時期     | 平成24年3月期株主総会開催等費用 平成24年6月<br>当社未払債務の支払 平成24年6月～9月<br>当社子会社（㈱ハミングステージ）の未払債務の支払 平成24年6月～9月<br>運転資金 平成24年6月～12月<br>借入金の返済 平成24年6月～12月<br>当社既存事業増強費用 平成24年7月～10月 |
| 現時点における充当状況       | 平成24年3月期株主総会開催等費用 13,222千円<br>当社未払債務の支払 43,287千円<br>当社子会社（㈱ハミングステージ）の未払債務の支払 68,138千円<br>運転資金 129,641千円<br>借入金の返済 465,809千円                                  |

・第4回新株予約権（株式会社プリンシパル・コーポレーション）

|                   |                                                                                                              |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行期日              | 平成25年3月4日                                                                                                    |
| 調達資金の額            | 1,010,630,450円（当初差引手取概算額）                                                                                    |
| 行使価額              | 当初の行使価額 12円<br>行使価額の修正がなされた場合<br>上限行使価額はありません。<br>行使価額下限値 9円                                                 |
| 募集時における発行済株式数     | 114,159,300株                                                                                                 |
| 当該募集による潜在株式数      | 当初の行使価額（12円）における潜在株式数：88,500,000株<br>行使価額の修正がなされた場合<br>上限行使価額はありません。<br>行使価額下限値（9円）における潜在株式数：117,997,050株    |
| 割当先               | 三田証券株式会社                                                                                                     |
| 現時点における転換状況（行使状況） | 54,053,150株（調整後株数：10,810,630株）                                                                               |
| 現時点における潜在株式数      | 6,038,490株（調整後株数：1,207,698株）                                                                                 |
| 発行時における当初の資金使途    | 運転資金 249,179千円<br>当社未払債務の支払 61,722千円<br>当社子会社（㈱ハミングステージ）の運転資金 64,293千円<br>当社子会社（㈱ハミングステージ）の未払債務の支払 105,432千円 |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 当社子会社（㈱ハミングステージ）の事業増強費用 330,000 千円<br>借入金の返済 181,004 千円<br>当社既存事業増強費用 20,000 千円                                                                                                                                                                                              |
| 発行時における<br>支出予定時期 | 運転資金 平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月<br>当社未払債務の支払 平成 25 年 3 月～12 月<br>当社子会社（㈱ハミングステージ）の運転資金 平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月<br>当社子会社（㈱ハミングステージ）の未払債務の支払 平成 25 年 3 月～12 月<br>当社子会社（㈱ハミングステージ）の事業増強費用 平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月<br>借入金の返済 平成 25 年 3 月～12 月<br>当社既存事業増強費用 平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月 |
| 現時点における<br>充当状況   | 当社子会社（㈱ハミングステージ）の事業譲渡に伴い、当社子会社（㈱ハミングステージ）の事業増強費用、330,000 千円にあたる新株予約権 2,750 個の取得を行っております。その他については、権利行使の状況に応じ、充当しております。                                                                                                                                                        |

（注）平成 25 年 3 月 19 日付で行いました株式 5 株を 1 株とする株式併合前における調整前の行使価格及び株数であります。

(別紙) 新株予約権発行要項

平成 25 年 2 月 6 日にお知らせしております、「第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」における「第 4 回新株予約権 発行要項」は以下の通りです。

(注) 平成 25 年 3 月 19 日付で行いました株式 5 株を 1 株とする株式併合前における調整前の行使価格及び株数であります。

株式会社プリンシパル・コーポレーション第 4 回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社プリンシパル・コーポレーション第 4 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の発行価額の総額 金 7,611,000 円
3. 申込期日 平成 25 年 3 月 4 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 3 月 4 日
5. 募集の方法及び割当先  
第三者割当の方法により、新株予約権を三田証券株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式 88,500,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は本項第(2)号の交付株式数にて定義される。)。ただし、本項第(2)号の規定に従い、交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は当該調整後の交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する数は、出資金額 (第 9 項第(1)号に定義する。以下同じ。) を行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。ただし、第 10 項及び第 11 項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額とする。以下本項において同じ。) で除して得られる最大整数 (以下「交付株式数」という。) とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、交付株式数に行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じたものとする。ただし、本新株予約権の行使により生ずる 1 株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた金額となる。
7. 本新株予約権の総数 8,850 個
8. 本新株予約権 1 個当たりの発行価額 金 860 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (以下「出資金額」という。) は、金 120,000 円とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、当初、12 円とする (以下「当初行使価額」という。)。ただし、第 10 項及び第 11 項の規定に従って修正又は調整されるものとする。
10. 行使価額の修正
  - (1) 当社は、平成 25 年 3 月 5 日以降、平成 26 年 3 月 4 日までの間、1 回のみ、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正日 (行使価額修正の決定を行った日 (以下「行使価額修正決議日」という。) の翌銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。) 以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定 (以下「行使価額修正の決定」という。) することができる。当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合とは、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した時を指す。この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われた旨並びに修正開始日及びその他必要な事項を、行使価額修正決議日に、本新株予約権者に通知するものとする。また、行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで (当日を含む。) の 3 連続取引日 (ただし、終値 (気配表示を含む。以下同じ。) のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀

行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場(以下「大証ジャスダック市場」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の単純平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、第11項で定めるところに従って行使価額の調整が行われた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。ただし、第11項による調整を受ける。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、修正開始日の6ヵ月後の最終取引日の翌日以後から、6ヵ月毎にその最終取引日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の大証ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の単純平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間内に、第11項で定めるところに従って行使価額の調整が行われた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。また、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、第11項による調整を受ける。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
  - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合に

において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、本新株予約権の行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大証ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの調整日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに、本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

#### 12. 本新株予約権の行使請求期間

平成25年3月5日から平成26年3月4日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日(第14項に定義する。)の前日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヵ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第 19 項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全額を第 20 項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式に係る株券を発行しない。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行 証券代行部

20. 払込取扱場所

三井住友信託銀行 本店

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

21. 本新株予約権 1 個当たりの発行価額については、本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の発行価額を 860 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される 1 株当たりの財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(注) 上記は、平成 25 年 3 月 19 日付で行いました株式 5 株を 1 株とする株式併合後による調整後の株価、及び株数であります。

以 上